

第6回地方法人課税のあり方等に関する検討会

平成25年4月11日

【神野会長】 それでは、定刻でございますので、ただいまより、第6回になりますが、地方法人課税のあり方等に関する検討会を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、年度初めの大変お忙しいところを万障繰り合わせてご参集いただきまして、ほんとうにありがとうございます。さらには、後ほどご紹介させていただきますけれども、本日の検討会のヒアリングのためにわざわざお越しいただきました皆様方には、心よりの御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、大変お忙しい中を坂本総務副大臣にご臨席をいただいております。検討会の開催に先立ちまして、坂本副大臣からご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

【坂本副大臣】 皆さん、こんにちは。ご紹介をいただきました安倍内閣で総務副大臣を拝命しております坂本哲志でございます。

本日は、神野会長をはじめといたしまして、委員の皆様には、大変お忙しいところ、こうやってお集まりいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。また、本日は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会の方々にもお越しいただきまして、お話をお伺いすることになっております。お忙しいところご出席いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

地方法人特別税と特別譲与税、そして、地方法人課税のあり方の見直しにつきましては、昨年の社会保障と税の一体改革の中で特別委員会がありまして、私も野党として、当時の川端総務大臣に質問をいたしました。「時をおかずして解決しておかなければならない問題である」というようなことを大臣にも申し上げたところでございます。昨年12月に総務副大臣に就任し、この問題を担当し、立場によってさまざまなご意見があることから、難しい問題を抱えているなということを改めて感じているところでございます。

委員の皆様のご知見をいただいた上で、与党税制調査会でもこれからご議論をしていただかなければならない問題でもあります。本日お越しいただきました団体や地方団体、有識者からのご意見などを伺いながら、専門的な見地から活発なご議論をお願いしたいと思っております。大変お世話になりますけれども、どうかよろしく願いしたいと

思います。神野先生、ほんとうにありがとうございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、前回にもお話をさせていただきましたけれども、公開で開催させていただいております第3回から第5回までの検討会につきましては、議事概要だけではなく、議事録そのものをホームページで公表することといたしております。そこで、本日は、委員の皆様方のお手元に議事録を配付させていただいておりますので、その旨、ご承知おきをいただければと考えております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、お手元の議事次第でございますように、本日は、前回に引き続きまして、各界の皆様方をお招きいたしまして、ご意見を頂戴した上で意見交換をさせていただきながら、検討課題につきまして議論を深めていきたいと考えております。

それでは、お越しいただきます各界の皆様方をご紹介します。

日本経済団体連合会から、中村豊明税制委員会企画部会長、さらに、阿部泰久経済基本部長、お二方にご臨席をいただいております。まだ、お見えではございませんが、さらに、日本商工会議所からもお二方においでいただくことになっておりまして、井上裕之特別顧問・税制委員長、それから、宮城勉常務理事、それから、日本労働組合総連合会から菅家功副事務局長においでいただくということになっております。

ヒアリングの進め方でございますけれども、各団体の皆様から25分程度ご意見を発表していただきました後、検討課題について、委員の方々とご意見を交流させていただくということにさせていただければと思っております。意見交換をさせていただく時間につきましては、15分程度を予定しております。発表していただく順番でございますが、既においでいただいております日本経済団体連合会のお二方、次いで、日本商工会議所のお二方、それから、日本労働組合総連合会からという順番でもってご発表いただければと考えております。

なお、前回に引き続きまして、この検討会は公開でもって開催しておりますので、その旨、ご承知いただければと思っております。

それでは、まず初めに、日本経済団体連合会の中村部会長と阿部本部長にご発表をお願いしたいと思います。

先ほどもご紹介いただきましたように、中村部会長と阿部本部長にご発表いただくということになっておりますが、大変お忙しい中、お時間を割いていただきまして、この検討

会のためにわざわざお御足をお運びいただいたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど申し上げました時間の関係で恐縮でございますが、25分程度でご発表いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【中村部会長】 大丈夫です。多分大丈夫です。

【神野会長】 それでは、よろしく願いいたします。

【中村部会長】 経団連で税制委員会の企画部会長を務めております、日立製作所で副社長をやっております中村でございます。どうぞ、今日一日よろしくお願い申し上げます。

本日は、地方法人課税のあり方につきまして、経団連の考え方をご説明させていただく機会、頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、お手元に既にお配りをさせていただいております地方法人課税のあり方概要という、A3、縦長の資料でございますが、こちらで1枚にまとめてございますので、これに基づきまして、私どもの考え方をご説明させていただきたいと思っております。

まず、この表の一番上でございますけれども、Iの「はじめに」のところに記載をしておりますが、私どもの基本的な問題意識を記載しておりますので、こちらから説明をさせていただきます。

我が国はリーマンショック以降の景気の停滞に加えまして、いわゆる6重苦に直面をして、産業の立地競争力は低下の一途をたどってまいりましたけれども、行き過ぎた円高ですとか、経済連携協定の遅れ、それから、過度な環境規制といった問題につきましては、自公政権において大きな改善の動きが出てきているというふうに強く認識をしております。しかしながら、国際的に見て重い法人の税負担という点は、今回の税制抜本改革を通じましても、依然として解消の道筋がまだ示されていないと思っております。消費税率を10%へ着実に引き上げながら、民主導の経済成長を着実なものとしていくためには、再度、国・地方を通じた法人課税の改革につきまして、具体的な展望を開くべきであるというふうに認識をしております。

我が国の立地競争力を強化して、内外の企業による投資を促進して、国内における雇用を維持・拡大させるためには、我が国の法人実効税率を、最終的にはアジア近隣諸国並みの25%程度まで引き下げることが不可欠であります。経済活動の主体は国民と企業でございますし、雇用の主体は企業であります。企業の成長なくして雇用の増加はなく、消費

の拡大も実現をいたしません。現在、政府におかれては、法人実効税率の引き下げにつきまして、復興特別法人税が終了する平成27年度以降の検討課題にとどまっておりますけれども、我が国の厳しい事業環境を踏まえますと、やはり遅きに失すると言わざるを得ません。

税制改正の目的は、国家の成長戦略を実現しながら、国の安定を図っていくということにあると考えております。政府が掲げる「世界で一番企業が活動しやすい国」、これを目指し、国・地方を通じた法人実効税率のさらなる引き下げに向けて、早期に道筋をつけるべきであると思います。また、成長に向けて重要なことは、雇用と投資とイノベーションであります。この3つに課税をするということにつきましては、やはり絶対に避けるべきであるというのが基本的な考え方であります。

こうした中で、この表の2つめのブレットでありますけれども、地方法人課税につきましては、現状、地方税全体における比率が過度に高く、地方自治体ごとの偏在も大きく、また、税制改正を通じた成長の実現といった視点、努力に欠けているという問題を抱えております。とりわけ法人所得課税は、人為的な分割基準によって地方に配分せざるを得ないという点から、法人の所得と地方自治体の行政サービスとの関連性が不明確になっております。また、景気により税収が大きく変動するという事とともに、税源の偏在も著しいものとなっております。このようなことから、法人所得課税は、そもそも地方税の基幹的税目としては不相当であり、地方税の枠組みの中でいかなる改変を加えても、個々の地方自治体の安定財源とはなり得ないだろうというふうに認識をしております。

こういった点から、地方法人課税につきましては、3つ目のブレットでありますけれども、国・地方を通じた税財政改革を行う中で、税目の整理・統合も含めて、そのあり方を抜本的に改革し、負担軽減へとつなげていく必要があると思います。我が国は、今や成熟社会を迎え、経済構造は大きく変化をしております。また、地方における税源の著しい偏在の状況が容易に変わることはありません。したがって、自治体のみならず徴収する地方法人課税をもって地方財政の相当部分を賄うという現状はやはり見直さなければならぬと思います。このため、地方法人所得課税は、国税化を図った上で、その配分において、地方交付税、地方譲与税等も合わせた一般財源を保障する仕組みを構築すべきだと考えております。これとともに、事務負担が過大となっている地方税の申告・納付につきましても、早急に改善を図ることが必要であります。平成26年度税制改正は、こうした地方法人課税改革の第一歩と位置づけるべきであると思います。

なお、地方法人課税の適正化の議論として、法人事業税に係る、いわゆる三業種である電力供給業、ガス供給業、保険の課税ベースの問題がありまして、毎年税制改正大綱で検討課題として掲げられておりますけれども、それぞれの業種の実態に照らした検討、対応を行う必要があります。

このような問題意識を踏まえまして、次に、Ⅱの「地方法人課税に係る当面の課題」といたしまして、具体的な改革の方向性につきまして、提案をいたします。

まず、1の地方法人課税の負担軽減であります。この検討会におきまして、最も中心的な課題になっていると承知をしてございますが、経団連といたしましても、地方法人課税の改革に際しましては、まず、地方法人特別税の問題を解決しなければならないと考えております。

そこで、まず(1)の「地方法人特別税の廃止及び地方法人所得課税の国税化」につきまして、ご説明をいたします。

ご案内のとおり、地方法人特別税は、税制の抜本的な改革において偏在性の少ない地方税体系の構築が行われるまでの暫定措置として、平成20年度税制改正で創設されたものであります。その下に記載いたしましたけれども、消費税法改正法が成立したことで、今後、地域による偏在性の少ない地方消費税が拡充され、また、国税の消費税に係る地方交付税も増加することになります。平成20年度税制改正におきまして想定をしていた税制の抜本的な改革は、今回の改革におきまして、実現しつつあると認識をしております。

その下であります。地方法人特別税につきましては、遅くとも消費税率の10%への引き上げ時までには廃止すべく、平成26年度税制改正で成案を得る必要があります。

なお、経済界といたしましては、地方法人特別税は、その創設の経緯からして単純廃止が当然であると考えております。もともとこの税は、消費税率1%分に相当するものとして創設されたものでありますけれども、今回の消費税率の引き上げによる地方の歳入増は、地方消費税と地方交付税を合わせてパーセンテージで1.54%、金額で約4兆円を超える収入になりますので、地方法人特別税の廃止の財源をファイナンスしようと思えば可能であろうと認識をしております。消費税率の引き上げ分は、全額社会保障財源に回すことになっているということでもありますので、地方法人特別税の廃止の財源とはならないという話もよく聞きます。しかしながら、私ども経済界からいたしますと、制度創設時の想定とは異なる約束違反だというふうに強く申し上げておきたいと思っております。

3番目でございますけれども、そうはいいながら、地方自治体側からすると、地方法人

特別税を単純に廃止すると、その分、財源の不足、それから、偏在性の是正をどうするんだというような問題点が出てくるかと思えます。したがって、万が一、単純廃止が困難だという場合や、速やかにやるのは困難だという場合には、甚だ不本意でありますけれども、一つの現実的な解決策として、この表の図のような案を提示いたします。この際、地方法人特別税、法人事業税、法人住民税の全部または一部、特に所得に対する課税部分は、国税の法人税に統合一本化をするという提案であります。その上で、国家の成長戦略として、企業の国際的な競争環境の整備という観点から、段階的に税率を引き下げていくということが選択肢の一つになり得るだろうと考えております。

もともと企業の活動は、その従業員の生活を含めて、特定の地域の中で完結をするという事はまれでありまして、地方法人所得課税は、各自治体固有のものとして規定するのではなくて、自治体共有の財源と捉えるべきであろうと思えます。その意味では、国が一括して徴収をし、その配分において、地方交付税の不交付団体に対する一定の配慮は行いつつ、各自治体の産業誘致や提供サービスの峻別といった独自の努力の成果が反映される仕組みを構築していくということは、十分にあり得る考えだと思います。これらの改革は、地方における財源の偏在是正にも資するものだというふうに認識をしております。

さらに、今後、経済変動や競争力強化等の成長戦略の視点による改革に的確かつ機動的に対応するためには、法人の所得に対する課税につきましては、国が一元的に管理をすることが望ましいということも念頭に置いております。

地方法人課税につきましては、応益性の原則であるとか、応能性の原則であるとか、法人への課税の根拠は何かとか、分割基準はどうあるべきかといった議論が今日まで延々と行われてきていると思えますけれども、検討の対象となっている私ども企業自身は、自治体という枠組みではなくて、グローバル経済の中で日々熾烈な国際競争にさらされており、いつ出るかわからない結論をずっと待っているという時間はないという点を十分にご理解いただきたいと思います。経団連といたしましては、あくまで地方法人特別税の廃止によって、法人実効税率をさらに引き下げるべきだという立場でありますけれども、アベノミクスを徹底推進されておられる政府、それから、日銀の方針に沿って国の成長を一步でも前に進めるために、急がば回れという現実的な解決策として、このような提案をさせていただいているということもご理解をいただきたいと思います。

なお、検討会においては、地方法人特別税にかえて、法人事業税における外形標準課税を拡充すべきという意見もあるように聞いております。しかしながら、これは経済のダイ

ナミクスを理解しない、結果、取れるところから取るというデススパイラルに陥る暴論になるのではないかというふうに言わざるを得ません。もとより、企業は既に法人住民税均等割のほか、固定資産税・都市計画税、事業所税など、所得の有無にかかわらず、所在地域に密着した地方税を負担しております。外形標準課税の内容を見ましても、付加価値割は、課税対象が支払い賃金であり、雇用に対する課税にほかならず、成長戦略の視点から極めて大きな問題があります。さらに、資本金等の額に課税を行う資本割は、企業の自己資本の充実、分社化等の企業組織の再編、設備投資の拡大など、企業の競争力強化に向けた取り組みを阻害しております。現在、資本金1億円超の法人に課されている外形標準課税の対象を、資本金1億円以下の法人にまで拡大をした場合、欠損法人が大半を占める中小企業の経営を大きく圧迫することになり、地域経済全般にマイナスとなります。外形標準課税の拡大は、日本の名目GDPを成長させる政府方針に対立するものだろうと思っております。いかに日本の付加価値を増加させるかの施策を構築するときだというふうに認識をしております。

法人所得課税に加えて、この際、ぜひともご検討いただきたいのは、その次の(2)の償却資産に係る固定資産税であります。もともと償却資産に係る固定資産税は、国際的に稀な課税となっております。国レベルでは、成長戦略の一環として、新たに投資促進のための税制が導入される一方で、地方レベルでは、同じその投資に対して課税をするという、本末転倒な制度になってしまっております。また、特定の設備型産業の負担が偏重しているということから、課税の公平性の観点からも、問題が大きいと考えております。

償却資産課税は速やかに廃止・縮減すべきであり、少なくとも5%の残存価額の廃止など、法人税の課税所得の計算方法との整合性を図るべきであります。また、耐用年数の短い資産、例えば耐用年数2年の金型などがありますけれども、これは原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消されるものであり、企業としては、固定資産としては認識を実際にはしておらず、課税対象から除外すべきであると思えます。

次に、(3)であります。事業所税、これを挙げております。事業所税のうち、従業者割は、法人事業税付加価値割と同様、給与課税となっており、雇用の促進に逆行をしております。また、資産割は固定資産税及び都市計画税との二重課税となっております。他の税目と整理・統合するなどした上で、速やかに廃止すべきであります。

また、(4)の土地税制ですが、土地の有効利用、流動化を促すため、土地に係る固定資産税、不動産取得税を軽減したらどうかと思えます。また、現在、停止中の特別土地保有

税につきましては、廃止すべきであります。

次に、地方法人課税の当面の課題に係るもう一つの重要な論点であります、2の「地方法人課税の簡素化」について意見を申し上げます。

地方法人課税は、税目やその課税ベースが多様である上に、申告書類が非常に多く、計算も複雑で、税率の異なる都道府県、市町村ごとに申告・納付を要することから、法人、特に全国に展開をしている法人にとりましては、納税のための事務負担が非常に重くなっております。地方法人課税の負担軽減とあわせて、速やかに簡素化を図っていただきたいと願っております。

具体的には、①番の計算の簡素化、とりわけ法人事業税の付加価値割、事業所税におけるみなし共同事業の判定簡素化と、それから、申告書類の削減をお願いいたします。また、②番として、全地方自治体のe L - T a xへの加入といった、申告の電子化の徹底、フォーマットの統一、自治体ごとの税率の一覧性向上といったものを要望いたします。番号制度が導入されれば、法人番号も統一されて、地方行政のネットワーク化が進むと期待をされておりますので、本店が所在する都道府県等への地方税の一括納付を可能とするシステム等につきましても、導入を検討すべきであると考えます。

これらの地方法人課税の簡素化に向けた改革を具体的に進めるため、例えば総務省、地方自治体、企業関係者などから成るワーキング・グループを設置して、その成果を平成26年度以降の税制改正に反映させていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、企業には、参政権、選挙権がございませんので、投票による意思表示ができません。本日、こういった席を設けていただきまして、非常に感謝しておりますが、日本は、1990年ごろから、経済構造も、人口の構造も大きく変化をしてきており、名目GDPでいいますと、1990年と2011年ではほとんど成長しておりません。年平均でいきますと、ゼロ%近傍の成長にしかになっておりませんし、生産年齢人口の総人口に占める割合も、1990年をピークに低下の一途をたどってきております。日本全体を包むこの閉塞感を打破するための重要な政策の一つであります、法人に係る税制の検討の際には、今後とも、徴税側のみならず、日本の経済力の成長エンジンとなるべき企業の意見を十分に聴取いただいて、納得性ある結論を出していただければと考えております。

以上で説明を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

【阿部本部長】 結構です。ご質問あれば、お答えいたします。

【神野会長】 はい、わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご質問、ご意見、頂戴したいと思いますが、熊野委員、どうぞ。

【熊野委員】 どうもありがとうございました。

二、三ちょっとご質問させていただきたいんですが、最初に、国際的に見て重い法人の税負担という言葉が出てくるんですが、これは多分実効税率を国際比較してということだろうと思うんですが、その実効税率が国際的に高いので、法人課税を引き下げてというロジックにはいろいろ批判があることはご案内だと思います。

例えば、具体的に言えば、諸外国とは全然課税ベースが違いますので、そういった、そのある国によれば支払い賃金にまで課税されている部分もあるし、支払利子とか、外形の部分を含めた課税ベースの比較をどうするかとか、あるいはいみじくも経団連さんのほうからご指摘がある、いわゆる固定資産税等々の不動産課税、これについて比較する必要があるんじゃないか。例えばイギリスなんかでは、ビジネスレートが高くて、これを含めるとかなり企業の負担は多くなるだろう。それから、これも通常言われている社会保険料、これも含めた企業の負担、特に公的な保険だけじゃなくて、アメリカなんかは、職員の民間医療保険なんかの負担もあると思うので、そこら辺もトータルに企業の負担を考えた上で国際比較して、それが高いというのであれば、論理的には納得がいくんじゃないかと思うんですが、そこら辺を経団連さんとしては検討されているのかどうか。それが1点。

それから、もう一つは、外形標準の関係で、付加価値割は支払い賃金に対する課税だから、成長戦略の一環として、賃金増加を求める政策と背反するというご指摘がさっきございました。ただ、これは、制度上は、報酬給与額が収益配分額の70%相当を超える場合には、雇用安定控除されるために、逆に、付加価値額が少なくなるという制度になっておりますので、その点をご確認いただきたいのと。それは、それに関連して、1億円以上の企業だけじゃなくて、1億円以下に拡大することはさておいて、現行の1億円以上の企業に対して、現行の所得割を引き下げて、付加価値割を引き上げることについては、経団連さんはどうお考えなのかということが2点目の質問でございます。

それから、これは質問ではないんですけども、償却資産、いわゆる固定資産の中の償却資産が国際的に非常にまれな課税であるというふうにご指摘があるんですが、これは、現実的にはアメリカとか、カナダの各州とか、あるいはイギリスとか、香港とか、世界的

にはかなり課税されているものでございますので、このまれな課税という表現は、ある程度ちょっとミスリーディングかなという気がしております。

それから、もう一つ、最後に、事業所税なんですけれども、これも地方の立場から言えば、都市環境整備とか、改善とか、そういう目的税でございますので、例えば企業さんが輸出入するときの港湾整備であるとか、あるいはそのごみを出すときの産業廃棄物の処理場建設であるとか、あるいは道路を利用するときの交通安全対策施設であるとか、そういう大都市ならではの余計な行政需要を賄うための目的税でありますので、ご理解いただきたいというのが多分自治体の立場ではないかと思っております。

以上です。

【神野会長】 はい。どうもありがとうございました。

【阿部本部長】 それでは、順番にお答えさせていただきます。

まず、法人企業の税負担、あるいは税以外の社会保障も含めた負担の比較ということでありますが、私どもの認識は、例えば社会保険料負担と税負担を合わせて、ヨーロッパの国と比較いたしますと、フランスや北欧諸国よりは低いだろうとは思っております。大体イギリス、ドイツ並みかなと思っております。その他もろもろの税負担も入れましても、あえて申しますと、ヨーロッパの国の中で比べれば、それほど大きな乖離はないと思いますが、では、実際日本企業が競争している相手国はどこなのかと。イギリスやドイツやフランスなのかということではありますが、もう既に実態は中国でありますとか、台湾でありますとか、韓国、さらにはシンガポール、タイ等のアジアの国々でございます。それらの国々と比べますと、やっぱり圧倒的に高いということは認めざるを得ないと思っております。国際比較、常に先進国ということで、英・米・独・仏という基準になっていたかと思うわけですが、実際には企業の置かれております環境を考えたら、むしろアジア近隣諸国との比較のほうが重要かなと思っております。これが1点目でございます。

2点目、外形標準課税につきまして、私どもは創設のときから反対でございました。2つ大きな理由がございます。1つは、先ほど部会長が述べましたように、雇用賃金に対する課税だということとともに、いわゆる加算法所得型付加価値税という体系と、いわゆる消費税の体系と非常に課税ベースに重複感があるということに加えて、なおかつ国境税調整ができない。あるいは外国企業が対日進出するときに、これを外国税額控除の対象として加えられない等の不都合が多い税だということでもあります。そういう意味で、資本金1億円超の現在かけられております企業について、さらに外形標準課税を拡充して所得割を

減らすという方向は、私どもは賛成できないと思っております。

また、資本金1億円以下ということになりますと、実は7割を超える赤字企業が対象になってまいります。果たして実際にできるかどうかということすら危ぶまれると思っております。そういう意味で、外形標準課税については、今あるものをすぐになくせというのはなかなかできないかと思いますが、拡充する方向にはないのかなと思っております。

それから、償却資産税、ご指摘のとおり、一部のアメリカの州等にあることは存じておりますが、あえていうと、マイナーな州であります。我々が非常に大きな企業が存在する地域だという認識しているところとは違っているかなと思っております。必ずしもないとは言いきれませんが、稀だというのは、そういう意味でございます。

最後であります。事業所税は、これ、私ども、創設の経緯から言えば、一種の追い出し税だったかなと思っております。確かに都市のインフラ整備等についての負担だということではありますが、ならば、固定資産税や都市計画税は何のための税かということと、それから、事業所税は一定規模以上の大都市が課税できるとなっておりますが、平成の市町村合併によりまして、それまで関係なかったところが課税できるようになってしまいまして、これがほんとうにその制度趣旨にかなったものであるかどうかというのは、私も疑問に思っております。

以上であります。

【神野会長】 はい。どうもありがとうございました。

ほか、いかがでございますでしょうか。中里委員。

【中里委員】 上智大学の中里でございます。

経団連さんには、経済政策の委員会等でいつもお世話になっております。どうもありがとうございます。

ちょっと質問させていただきたいんですけども、まず、基幹税として地方法人課税を地方税として存置することが、税収の偏在性とか安定性といった観点から問題がある、その点は同意なんですけれども、例えば地方法人課税を国税化して法人税率を段階的に下げていくと、当然ことながら地方の収入が減っていくという筋合いになるわけですね。そのときに、その分はどのような形で手当てをするのかというのがまず1点です。

それから、もう1点は外形標準課税についてです。外形標準課税で新たに追加的な負担を企業に求める、これがいかなるものかということは理解できるんですけども、税制改正の議論をするときは、やはり税収中立ということをはとまず基本に置いて、その中でど

う税を組み替えていくかということを考えないといけないんだと思います。誰でも減税はうれしくて増税はうれしくないわけなので、まず増収中立ということを見ると、現状では利益が上がっている法人だけが重い負担をしているわけですね。それを外形標準化すると、全体の税率が下げられる可能性があるわけですが、その点を考慮しても外形標準課税はやはり望ましくないというスタンスなのかということを確認させていただきたい。

【阿部本部長】　　まず1点目のご指摘であります、法人所得課税、国税に一本化した上で段階的に引き下げと、私ども主張しておりますが、例えば23年度税制改正、法人税の大改正だったわけですが、課税ベースの拡大と税率の引き下げというのはセットであります。もちろんネットの減税分があったわけですが、これはある意味、将来的に経済活力の向上によりまして、増収するので、賄えるという前提の範囲だったと私ども、思っております。これからも同じようなことかなと思っております。法人税率を下げ、ネットで減税にそのままなると甘い考え方は持っておりません。政策税制等の課税ベースの見直しをしながら、あるいは自然増収の行く末を見ながら、しかるべき範囲で、あえていうと、増収中立の範囲で変えていくしかないかなと思っております。本来であれば、そのまま下げていただきたいとは思いますが、今までの経験上そういうことはなかなか難しいというのも確かかなと思っております。

外形標準課税でございますが、最大の問題は、赤字法人に課税するのということかなと思っております。特に資本金1億円以下となりますと、中小法人がそのような課税に耐えられるか。後ほど商工会議所からのご意見があるかと思いますが、私どもも、大企業でも赤字法人課税は大変なのに、中小がそれに耐えられるかということは非常に問題であると思っております。

【中里委員】　　どうもありがとうございます。

【中村部会長】　　今の基幹税の話とか、あと、外形標準課税の増収中立の立場で考えるべきだという議論がございましたけれども、これを考えていて、過去15年間デフレが片づかずにずうっと重いその閉塞感にさいなまれた日本経済に陥っちゃった原因だろうと思っております。やはり一歩踏み出して新たな収入を生み出すことを考える。したがって、規制緩和ですとか、それから、新しい市場をつくっていくようなTPPのような、ああいう問題だとかということで、一歩踏み出さないと日本は変わらないというふうに、私ども企業ベースでいいますと感じます。

ですので、今回4月の頭で黒田総裁がやられたことにつきましても、今までやってこられた日銀の考えと方向性は全く変わってないと思います。ただ、やり方が違ったということで、結果は、逐次投入ではなくて、やるべきことを先に宣言をして、宣言したとおりにやっていくということで、新たに職をつくっていくとか、それから、収入をつくっていく、そういう面です。いろいろと今やっておられるアベノミクスのいろんな政策に基づいて、日本の名目のGDPをいかに増やすか、実質のGDPじゃなくて、名目のGDPをいかに増やすかということをやらないと、何をやっても、外形標準課税で増やしても、その分は企業活動は外へ逃げていきますので、結果的にいうと、デススパイラルに入ると、それを先ほど申し上げたんですけれど、こういったところから一歩踏み出そうということをやぜひ今日お越しの皆さん方も考えていただいて、地方が活発になるような施策をいろいろと提案した中からやっていただけるとありがたいなと思っております。

私どもの会社グループでも、東京都だけに事務所を置こうとか、ちっとも考えておりませんし、地方で展開をしたいとやはり思っています。それはもうみんなそう思っていますので、それを今、とめている何かがあるんですよね。それを改革していただければなと思っております。

【中里委員】 どうもありがとうございます。

【中村部会長】 よろしく申し上げます。

【神野会長】 中村委員、どうぞ。

【中村委員】 基本的にその法人の税負担というのは低ければ低いほどいいというのは、経済界の方のご主張としては、ある意味当然というか、理解できなくもないわけですが、それで、税率を引き下げることで国の経済成長とか、国際競争力を高めていくと、そういうご主張だと思うんですが、その辺のところは果たしてそうなのかと、必ずしもそうとは限らないのではないかという考え方もあるわけです。国の競争力とか、競争力というのはいろいろな要素があって、法人税の税率というのは、その中のただ一つの要素で、それほど大事なものかというのもちょっとあるわけです。例えば、極端な話ですけれども、法人税率が非常に低いけれども、治安が悪くて社会インフラが整ってなくて、そういうような国と、法人税率がちょっと高いけれども、教育制度が整って安心して暮らして、ビジネスもできると、そういうような国があったとしたら、やはり税率が高くても、その安定した社会を築いているところにビジネスを立地したいと。

まあ、これは極端な話ですけれども、そういうことで、税というのは、負担でもありま

すけれども、税は何のために取っているかというのと、企業を苦しめるために取っているわけではなくて、そのために行政サービスとか、公共財を提供するために取っているわけで、公共財とか、ベネフィットというのは、税というのは数字で出てきてわかりやすいんですけども、公共財の便益というのは非常にはかりにくい、なかなかお金ではかれないですし、しかも、ただ乗りすることもできるということで、一般的には過小評価されてしまいがちなところがあると思うんですね。

現在の日本の財政状況を、先ほど中里先生からもお話がありましたけど、代替財源というのなかなか見つからなくて、非常にぎりぎりのところでやっとなし増税をしたという状況ですね。そういうところで減税ということをしてしまうと、社会的なインフラとか、行政サービスを切り捨ててしまうという、そういうリスクもあるわけです。先ほどアジア並みというふうなお話がありましたけれども、税をアジア並みにしてしまうと、社会保障の水準とか、社会インフラの水準もアジア並みにならざるを得なくなってしまうという、そういうリスクもないわけではないわけです。その辺のところについてはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

【中村部会長】 私ども、税率を下げるべきだというのはずっと申し上げているんですけど、これが国の競争力につながるかどうかと、まあ、確かに税率だけで国が強くなるのかということ、ケイマン諸島に行きゃいいだろうという、こういう話になるんですけど、ただ、今、安倍政権になって変わったことは、一つずつの政策の議論だけではなくて、一つのパッケージになって出てきているというのが違ってきます。やはり最後は成長戦略ですから、税率だけではなくて、規制緩和ですとか、いろんな新しい市場を広げる、それで、企業や、新しい、何と申しますか、アントレプレナーのような起業家精神がどんどん生まれてくるようになると、労働もどんどん流動化されてきて動きやすくなるので、そういった方向を志向しようという、今、政府が考えておられますので、我々としては、税率だけではなくて、それに加えて規制緩和ですとか、そういったものをあわせてやっていただきたいなと思います。

私も、海外で住んでいたときと比べて、日本は、確かに教育レベルも高いし、それから、安全度も高いと思います。思いますけれども、今が、じゃあ、いいかということ、ちょっと今トゥーマッチだなという感じがしていますので、国の政策を今、変えようとしておられるときに、それと地方の政策も合っていけばいいと思うんですが、日本国の中に、日本国で地方じゃないということはないわけですね。だから、国の方針と各地方自治体との考え

方が全くでもないけど、少し違うと、どこで国の政策と合わせていけばいいんだろうかということになってしまうので、全体的にいうと、法人税だけではなくて、規制緩和だとか、いろんな教育の改革だとかいうものもあわせて同時にやっていくことが大事だろうと思います。

さっきも申し上げましたように、法人税で、例えばいろいろと政策減税だとかやっても、結局投資すると、地方では固定資産税を取ると、こういうふうになっているわけですね。ですから、計算の形が全く違うので、せめて合わせてくれというのを一番の願いで申し上げます。

それから、アジア並みに税を合わせるとアジア並みにレベルが下がっちゃうぞというのがあるんですが、そうならないようにぜひお願いしたいなと。ただ、アジアでも、例えばタイですとか、マレーシアだとか、もうマレーシアはかなり中所得からもう上へきましたけども、非常にすぐれたところも非常に今、出てきていますから、そういったところと競争するぞということになったときに、税率も、それから、環境もあわせて同じようなところへもっていかなくちゃいけないんで、だから、何というんですかね、こういう問題があるから、だから、動かないではなくて、そこをどういうふうに国と地方とあわせて改革していくかという視点でいろいろと結論を出していただければ、非常に我々としてはありがたいと思います。

【神野会長】 すいません。そしたら、時間が押しているんで、連続して、吉田委員、関口委員とご質問を受けて、ちょっと経団連の方には、ご負担ですが、合わせてお答えいただければと思います。まず、吉田委員、どうぞ。

【吉田委員】 それでは、地方法人税全般にわたってちょっと意見を述べたいと思っています。

私、大阪狭山市長でありまして、市内の企業とは、事業所と一緒にまちづくりを進めているという立場なんですけども、昨年、工場で大きな火災がありまして、一昼夜、大阪狭山市の消防本部、そして、大阪狭山市内の各地区の消防団が夜通し再火災しないように見張りをしていたという、そういうことがありました。姫路市でも大きな火災があって、消防署員が死亡したと。そういったこともありまして、やはり企業、とりわけ工場などはその市域の中での防犯、安全、防火、そういった意味では行政サービスを手厚く受けているのは事実でありますので、ある程度法人としての地域の負担は必要ではないかと思っております。

それから、先ほど熊野委員からもありましたけれども、償却資産に係る固定資産税についてでありますけれども、現実小さな町村で償却資産課税が税収の大半を占めるという自治体もございます。多いところでは90%が償却資産による税で賄っている、税収のうちの90%が償却資産税であるという、そういう自治体も、90%以上というところが全国で3つほどあるわけですから、こういったところが償却資産税収がなくなるということは、ほんとうに自治体自体が存続できないという状況になってしまいます。

それと、世界的に見てもまれだという熊野委員の指摘を私もしておきたいんですけども、まれという表現が果たして適当かどうかということなんですけど、アメリカの場合は50州のうちの38州が償却資産課税をしておりますし、カナダでも幾つかの州がしております。そして、香港、韓国でもしておりますから、こういう多くの国でしていることがまれという表現が適当かどうかということの指摘をしておきたいと思います。

そして、この償却資産に係る税が、今現在、1兆6,000億に上っております。これにかわる税財源をもし経団連のほうでお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

【神野会長】 はい、ありがとうございます。関口委員。

【関口委員】 さまざまな観点からご指摘いただきまして、ありがとうございます。法人関連税に関して、包括的にご提言をいただき、従来この委員会で議論してきたことに加えて、新たな論点も加えていただいておりますので、それも踏まえまして、他国の制度の視点からお聞かせ願いたいことがございます。

1つ目は、償却資産に関する固定資産税の部分です。私もちょっと気になるところであります。国際的に見てまれだというふうに書かれているわけです。しかし、日本の固定資産税の歴史という観点で捉えてみた場合に、土地家屋償却資産を一本にまとめたのは、ご案内のとおり、シャープ勧告であるわけですが、そのシャープ勧告の母国であるアメリカの現在の財産税を見てみると、償却資産に関する税というものが非常に残っているという印象を私は持っています。そこで、経済大国であるアメリカの税制という観点で、どのようにアメリカの償却資産税を評価されているのかというのが1つ目の質問であります。アメリカの財産税というものをいろいろ見てみると、まだ棚卸資産に関してまで課税をしたりとか、いろいろなパターンがあるというふうに認識はしておりますので、少しお聞かせ願えればと思います。

2つ目が租税体系の観点から、地方の法人課税というものをどのようにお考えになるかというところでもあります。これはEUを見ますと、確かにフランスの職業税が廃止され、

その職業税の中身を見ると、償却資産に関する課税の部分がなくなっているというふうにも見えるとは思いますが、このフランスの職業税の廃止を租税体系の観点から見てみますと、職業税の廃止に加えて、企業の付加価値税と企業の不動産税というものを同時に入れるような形で税制を組み立てています。その観点は何かというところ、地方の行政サービスと企業活動との関連という部分を非常に意識したもので、租税体系を変える中で行政サービスに対応する地方の企業課税というものを考えているわけです。そういった観点で、地方の企業課税というものを租税体系の中でいかにお考えになっているのかという点が2点目の質問であります。

また先ほど来、複数の委員の方からお話が出ていると思いますけれども、外形標準課税に関しては、雇用安定控除の制度というものもあるというふうには認識はしておりますので、この辺との関連をどうお考えになっているのかということも、地方の法人課税という観点では何らかの議論になるんじゃないかと思っています。

3点目ですが、これも先ほど中里委員からも、吉田委員からも、中村委員からも出ていると思うのですが、市町村に対する減収、あるいは都道府県に対する減収というものをどのような形で賄うのかといったお考えをお聞かせ願えればと思います。例えば今の話でいえば、償却資産に関する課税を廃止するという形になった場合、市町村に対する財源はなくなってしまう。トータルでどのような形でお考えなのかということでもあります。

【阿部本部長】 私どもの意見を真っ当に取り上げていただいて、非常にありがたいと思っていますんですが、読み方で、大変恐縮なんですけど、例えばこの概要のⅡの1. 地方法人課税の負担軽減の(1)の私どもの主張のポイントは3つ目の丸であります。「万が一、単純廃止が困難である場合は」のところでありまして、当然主張としては単純廃止が望ましいとは思っているわけではありますが、現実的な提案としては、この「万が一」のところを見ていただきたい。(2)償却資産に係る固定資産税につきましても、速やかに廃止・縮減すべきであるとは思いますが、「少なくとも」のところは現実的な課題かなと思っています。償却資産に対する課税につきましても、いろいろ議論がございますが、私ども、現実的な課題としては、まず、基本的な考え方、計算方法を国税の法人税とあんまり変えないでいただきたいということと、それから、特に耐用年数が非常に短いものについては、償却資産には値しないだろうと、等々というところから始めたいと思っていますので、現状の償却資産課税全てなくせるとは思っておりません。長い時間をかけて議論する必要があるかなと思っています。そういう意味では、ちょっと私どもの言うことを正

直にお聞き取り過ぎているかなと思っております。本音は地味に考えております。ということが1点。

それから、もう一つだけ申しますと、地方税体系の中で何が望ましいか、そういう意味では、やはり行政サービスの受益と負担に密着したものということであれば、やはり個人の住民税、あるいは固定資産税かなと思っております。法人についての課税はどのようなやり方をしても、やはり偏在してしまう。仮に外形のウエートを高めたとしても、あるいは場合によっては均等割のウエートを高めたとしても、今以上に、場合によっては偏在してしまう。それでよいのかということであれば構わないんですが、私どもの認識では、地方法人特別税は、税制抜本改革ができるまでのつなぎの措置であります。その税制抜本改革ということには、地方における安定的な財源と偏在性の少ない税制の構築ということが条件だったかなと思っております。それを照らして考えますと、ここは地方法人課税、特に所得課税については、国に一旦預けて、ただ、その収入は全て地方に返していただく。分け方につきましては工夫が必要かなと思っておりますが、地方全体の固有の財源として、これを分かち合う仕組みが一番望ましいという、私どもの今の考えでございます。

以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

まだまだご意見があるかもしれませんが、既に予定の時間を押しておりますので、この辺で打ち切らせていただきます。

中村部会長、阿部本部長、ほんとうにありがとうございました。

【中村部会長】 どうもありがとうございました。

最後に一つだけちょっと言わせていただきます。

税率を下げただいてありがとうございましたって、こういうふうをお願いしているだけではなくて、我々がお願いをしたいのは、税収の増加はやはり名目GDPの増加によって得るようにしようと。したがって、みんなで努力しようということでもありますので、文句だけ言っているわけではありませんので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。どうもありがとうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、日本商工会議所の、先ほどご紹介させていただきましたが、井上裕之特別顧問税制委員長と、それから、宮城常務理事にお願いしたいと思います。

それでは、大変お忙しい中をご足労いただきましたことを心より御礼申し上げる次第でございます。最初に、25分程度ご発表をいただいて、その後、15分程度意見の交換をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【井上特別顧問】 日本商工会議所の特別顧問で、税制委員長をいたしております井上でございます。私の会社は従業員が100人足らずのものづくりの企業でございまして、資本金も8,500万という中小企業の経営をいたしております。本日はこのような機会を与えていただきまして、ほんとうにありがとうございました。

最初に、簡単に商工会議所のご紹介をさせていただきます。A4の一枚の資料をごらんいただきたいと思います。商工会議所は、都市部に立脚し、全国の商工会議所の会員数は127万を抱えております。会員の多くは中小企業でございます。1番としては、地域を基盤としている地域性、2番目には、会員はあらゆる業種、業態の商工業者から構成されている総合性、3番目としては、公益法人として組織や活動などの面で強い公共性を持っている公共性、4番目に、世界各国に商工会議所が組織されているという国際性、4つの大きな特徴を持っております。日本商工会議所は、全国514の商工会議所を会員として、特に地域を支える中小企業の意見を代表しているという団体であるということをご理解いただきたいと思います。

それでは、お手元のA4の「地域活性化に資する地方税改革を」と題した資料をごらんいただきたいと思います。

まず、表紙をめくっていただき、1ページ目をごらんいただきたいと思います。商工会議所の地域活性化に対する基本的な考え方を記載いたしております。第1に、地域経済の活性化に向けては、中小企業の生産や投資が地域の消費につながり、それが新たな投資に結びつく好循環の確立が必要であるということでございます。

現在、地域経済が直面している課題は、事業者の減少や雇用機会の縮小が人口の流出を加速させて、地域の疲弊をもたらし、その疲弊がさらに企業活動の停滞を招くという悪循環に陥っているという点でございます。グラフをごらんいただきたいと思いますが、この10年間で全国の事業者数は480万者から420万者へと60万者減少をいたしております。そして、中小製造業の雇用数は652万人から512万人と、約140万人が減少いたしております。地域経済が直面する悪循環を好循環へ転換する鍵は、企業、特に地域を支える中小企業の活性化にあります。地域活性化のためには、地域における企業の生産や投資の拡大が地域の消費につながり、それが新たな投資や雇用を通じて労働分配に結び

つく好循環を確立していくことが必要でございます。好循環の出発点となる中小企業の活性化を図るため、中小企業の仕事と投資を増やすことや中小企業の成長を促進するための基盤整備に取り組む必要がございます。

2 ページ目をごらんいただきたいと思います。現在、社会保障負担の増加や、国際的に見て高い法人の税負担、電力料金の上昇など、企業にとってまさに負担の時代に突入していると言えます。海外との競争が激化する中で、競争国に劣後する法人税率の引き下げは急務であります。

日本は、復興特別法人税の期間が終了する平成27年度から法人実効税率が35.6%に引き下げられますが、主要国との格差は縮小しておりません。日本においても、立地競争力強化の観点から、地方法人二税を含む法人実効税率は、競争相手国であるアジア諸国並みの20%台へ早急に引き下げるべきだと考えます。グラフにありますように、近年、主要国では、企業の国際競争力強化の観点から、法人実効税率の引き下げを行っております。ドイツは、39%から29%、イギリスは30%から24%、アジアの競争国である中国は33%から25%、韓国は28%から24%、シンガポールでは20%から17%へと引き下げております。アメリカも、オバマ大統領が7%の連邦法人税の引き下げを表明しております。実効税率を引き下げていないフランスでも、産業空洞化防止のため、職業税、日本の償却資産に係る固定資産税に相当する税を廃止しております。

地域経済の成長と地域の雇用の担い手は中小企業であります。中小企業は、企業数の99.7%、雇用者数の7割を抱えており、地方法人二税の3割、消費税の5割を担っております。地域における雇用の最大の受け皿であるとともに、投資や消費を通じて地域経済の下支えに多大な貢献を果たしていると言えます。中小企業の労働分配率は8割を超えている状況が続いております。収益の多くは、従業員に賃金として還元されております。中小企業の支払う賃金が所得課税として地方の収益に大きく寄与しております。

3 ページをごらんいただきたいと思います。地方の成長のためには、将来的な道州制の導入を見据えて、地域の自主・自立を確立できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要であります。

地方分権改革のためには、まず、徹底的な行財政改革の実施が必要であります。大胆な規制改革などを実施して、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限及び税財源を移譲することが必要となります。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直して、国費、地方費ともにその抑制を図っていく必要があろうと思います。行財

政改革を後押しするためには、地方交付税の見直しが不可欠であります。地方自治体の創意工夫による地域活性化に向けた歳入増加の取り組みや、行革努力が適切に評価される形での、財政調整機能に特化した地方交付税制度を検討すべきと考えます。商工会議所では、社会保障・税一体改革の議論の中で、安定的な地方行政財政基盤の確立のため、消費税引き上げに伴い、社会保障制度を支えている地方の安定財源を確保すべきと申し述べてまいりました。そもそも地方分権や行革を推進して、安定的な地方行政財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠であります。現在の地方法人二税に過度に依存している状況では、住民の受益と負担の関係が希薄化しやすくなるため、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっております。

4 ページ目をごらんいただきたいと思います。地方法人二税を含む法人実効税率は国税化し、先ほども申し上げたとおり、アジア諸国並みの20%台への引き下げが急務であります。地方法人二税は国税化し、代替財源については、交付税の見直しや地方税で検討すべきであります。まずは、消費税引き上げまでの暫定措置である、地方法人特別税は廃止すべきであります。

法人税の国税分は4.5%の引き下げが実現しており、今後は、地方法人二税の引き下げが必要になります。地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきであります。右の表をごらんいただきたいと思います。地方税で法人課税の割合が高い国は少なく、地方課税における、日本の法人課税の負担の高さが突出しております。地方法人二税は、国に税源移譲して、法人税は成長戦略とあわせて、国として下げていくべきであると考えます。地方法人二税の国税化の代替財源は、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、個人住民税や地方消費税等の地方税で検討をすべきです。そういった観点から、暫定措置である地方法人特別税及び地方法人譲与税は廃止すべきであります。

5 ページ目をごらんいただきたいと思います。地域活性化における好循環確立のため、中小企業等の成長を阻害している地方税については見直すべきであります。

第1に、償却資産に係る固定資産税は、企業の国内における前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にもまれな税制であることから、早急に廃止すべきであります。中小企業の負担軽減のために、少なくとも免税点の150万円を引き上げを図るべきであります。

事業所税については、課税算出根拠が事業所面積や従業員給与になっており、前向きな設備投資や賃金の引き上げなど、企業の活動を抑制して、中小企業の成長を阻害していることから、早急に廃止をすべきです。

外形標準課税は、企業の競争力強化や地域活性化を阻害しているため、早急に廃止すべきです。ましてや、資本金1億円以下の中小企業を対象を拡大することは絶対にあってはなりません。企業に固定的な負担を強いることから、産業空洞化を招いているとともに、従業員給与に課税するために雇用の維持を困難にし、賃金引き上げを抑制しています。消費税への価格転嫁が困難で、消費税引き上げの影響を最も受けることになる資本金1億円以下の中小企業に、これ以上の負担を強いることは絶対にあってはなりません。

法人に対する独自課税・超過課税を行う自治体も存在しておりますが、安易に法人にのみ課税を行うようなことは反対であります。

6ページをごらんください。人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっており、事務負担の軽減が必要であります。特に地方自治体ごとで異なる申告書様式や納付期限、地方税と国税で扱いが異なる計算方式や基準は、事業者の大きな負担となっておりますので、早急に改善すべきであります。資料には、商工会議所の会員から特に意見が多いものを記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

最後に、地域経済の活性化のためには、中小企業の成長が不可欠であります。そのためにも、本日もご列席の委員の先生方におかれましては、中小企業の背中を押していただき、その成長を通じて地域経済の活性化が実現するような地方税改革の道筋をつけていただきたく存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

【神野会長】 はい、どうもありがとうございます。それでは、どうもありがとうございました。

ここで大変公務のお忙しい中をご臨席いただきました坂本副大臣がどうしても公務の都合上、ここで退席をなさいます。ほんとうに貴重なお時間を頂戴してご出席いただきました。

【坂本副大臣】 どうも申しわけありません。後はよろしく願いいたします。お世話になります。

【神野会長】 それでは、意見交換に入りたいと思いますので、ご質問、ご意見ござい

ましたら、挙手をお願いしたい。いかがでございましょうか。じゃあ、林委員、どうぞ。

【林委員】 お話、どうもありがとうございます。いろいろご要望をお伺いしたんですけれども、先ほどの経団連さんからの話と基本的には同じかなという印象を持ちました。翻って考えるに、特に中小企業の観点から、先ほど経団連さんがおっしゃったことと違うような独自の問題があるとすれば、そこだけつまんでというか、強調していただいてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【神野会長】 何か重なっていないところで、中小企業の立場からというご主張があれば。

【宮城常務理事】 具体的な各税目に対する、これをやめてほしい、あるいは減税をしてほしいというところは大体似ていますが、私どもは、経団連さんとよって立つところが違うのかなと思います。この説明の中にも財源の話もしましたけれども、私どもは中小企業の減税をしてほしいと言っているのではなく、我々中小企業も地域とほとんど一緒の生命体ですので、中小企業のこの税制を地方税の中で考えるときに、地域の活性化という中で考えてほしいというのが1つ目です。要するに、地域の中で中小企業は何をその役割として果たしているのか、そういう観点で地方税をもう一度見直してほしいということです。

それから、2つ目は、消費税について、日本商工会議所は今回初めて賛成しました。賛成をした理由の中に、地方財源の強化の点も入っているからです。したがって、この2.2%に地方消費税が上がったということと、中小企業者も消費税でかなり犠牲を払っているので、地方税での補填、あるいは減税という考え方はあるのではないかと、我々は考えているというのが2つ目。

それから、3つ目ですが、今、中小企業の抱えている問題は、電力も社会保障も、外形標準課税もそうですが、中小企業というのは3割が赤字だという話です。確かに3割が赤字ですが、銀行は3年間赤字の中小企業には融資をしませんから、中小企業の赤字黒字というのは、実はすごく入れかわっていると考えられます。7割の中小企業がずっと赤字で一切税金を払っていないイメージでとらえられています。我々は、中小企業もちゃんと地方で税源を払っている主体だと考えています。そういう中で、やはり文書の中に「負担の時代」と書きましたが、中小企業がどうしてもコスト上、競争相手と戦ううえで、非常に不利な条件が課されていると思っています。

そういう問題に対して、地方税のところでも手当てができないだろうか検討しています。社会保障の分野でも議論を始めていますし、電力のコストもですが、地方税の観点か

らも、中小企業の負担に対する軽減措置が考えられないかと。それをするのが、実は地域の活性化と一緒にではないかと。だから、地域と中小企業の好循環をつくり出す観点で地方税を考えていただきたいという考え方でして、中小企業だけが税負担を免れていいとかいうわけではないということです。

【神野会長】 どうぞ、井上特別顧問。

【井上特別顧問】 私は、中小企業の経営者ですが、国の中小企業に対する見方が一体どうなのかと。中小企業対策は、たった1,811億です。非常に少ない。農業はどうかと見ると、2兆から、特会入ると全部で4兆円を超えた予算が組まれている。中小企業は2,800万人の雇用を抱えています。片や二百何十万人しか抱えていません。10倍の雇用を抱えているのに対して、もっとそれをどうやって後押しするか、税制の面や、いろいろな面で後押しをしていただくような仕組みを考えてもらわないといけないと思います。そういう点で先生方も見ていただきたい。よろしくお願いします。

【神野会長】 はい。よろしいですか。ほか、いかがでございますか。鎌田委員。

【鎌田委員】 どうもありがとうございました。特に地方分権の推進に関して強調されていらっしゃるということについては、非常に共感を覚えた次第です。

先ほど関口委員のほうからご指摘がありましたあのフランスの税制改革に関連したことで、先ほど関口委員のご発言のときにはお聞きになっていらしたかと思えますけれども、確かに先ほどの2ページの説明で、フランスは、職業税のところで償却資産に係る固定資産税相当を廃止というふうにしているわけですけれども、実は、私もフランスの地方分権について調査とか、取材をしているんですけれども、聞いているところでは、今回のその税制改正のところでは、企業とその地域とのかかわりを残すべきだという、そういうかなり強い主張、根拠を背景にして、不動産税の関係とか、その付加価値税のところを取り入れたというふうに聞いているんですけれども、ですから、今後、もしフランスのその関係のところのご説明をされる場合には、そのあたりに関してやはり注釈をつけながら、ご説明いただいたほうがいいんじゃないかなとちょっと思いました。

【神野会長】 あと、ありますか。

【鎌田委員】 はい。

【神野会長】 じゃあ、ちょっと質問は全体終わってからお答えいただきます。

【鎌田委員】 それから、これは、日本経団連のご説明のときにお尋ねしたほうがむしろよかったのかもしれませんが、ちょっと今回のご説明では、直接触れておられないこと

に関して、あえてちょっとお尋ねさせていただければありがたいんですけども、ご承知のように、租税特別措置の透明化に関する法律というのができましたね。租特透明化法という法律ですね。それに基づきまして、国税に関しては、どういうふうな形で現状が所得に関してあって、それがどういう形で今後、見直しをする必要があるかというあたりに関して報告書が国会に提出されております。地方税に関しても、同じように国税のその分析に沿った形で地方税の実際の減収効果、自治体から見れば、減収効果のあるその適用を受けている法人の状況をまとめた報告書が先日国会に提出されております。まず、それをごらんになっているかどうか。

そこを、ちょっと前提が違ってくるかもしれませんが、例えば地方税だけに限って申し上げますと、法人事業税関係だけで3兆8,000億円ぐらい課税標準額の軽減措置が適用されていると。それから、固定資産税に関していくと7兆5,000億円、まあ、7兆6,000億円ぐらいが、税の課税標準額の軽減措置が適用されているという、こういう現状があるわけですね。そういう現状の中で、また、新しくさまざまな税の軽減をというふうにおっしゃっているわけですけども、現状のそういう地方税の軽減措置、これはかなり歴史的に長かったり、背景があったりするものもあるんですけども、そういうことに関して、商工会議所として、今後どういうふうな対応をされていかれるつもりなのか。そういう整理すべきものは整理する、廃止すべきものは廃止して結構ですよと、そういう対応があれば、新しい提案に関しても、また地方の側は、それを受けた形でまたちょっと違った議論の展開ができるのではないかなと考えたりするんですけども、そのあたりに関してお考えを伺えればと思います。

【神野会長】 宮城常務理事でよろしいですか。

【宮城常務理事】 すいません。その報告書は読んでないので、いろんな軽減措置について私も今、頭の中でうまく浮かばないのですが、議論すべきものは別に議論をしてもいいのかなと思っております。多分中小企業特例がたくさんあるということではないかと思いますが、それぞれの税の中での実情に応じていろいろ対応、議論をしていく必要があるのかなと思っております。

それで、最初の質問の償却資産ですが、少し丁寧に言わないといけないと思っています。償却資産の固定資産税の問題は、1番は、やはり国税と地方税であまりにも違うので、中小企業は、その税金を払うという問題と同時に、実は事務処理のコストという問題があります。償却資産にしても、少額の資産についても、国税では即時償却ができるものの、地

方では二重帳簿でちゃんと帳簿を用意しておかないといけません。この問題について、私どもは、ものすごく、同じにしてほしいと考えております。やはり償却資産については、実はそこがものすごく大きいと思います。

中小企業を考える場合に、払うお金の問題もありますが、その税務処理を軽減したいと思っています。この税務負担の軽減は、私どもにとっても税を考えるとときの視点の両輪です。償却資産のところはものすごくやめてほしい、あるいは国税と合わせてほしいということです。これが中小企業を考える場合には、税負担だけではなく、事務負担も一緒に考えていただければと思います。また、一番最後に記載しておりますが、中小企業も県を超えて立地しています。事務処理のいろいろな様式を合わせてほしいというのは切実な要望で、これは何とかならないのか、税金を払うより、そちらのほうがかなりきついのかなという問題もありますので、お願いできればと思います。

また、償却資産のところは、私どもは、構築物より機械ですので、先ほど言いましたとおりです。したがって、韓国が入ってないと我々が言っているのは、韓国は構築物にかけているのであり、機械にはかけてないからでして、我々は、そこはないと主張し、世界的に稀だと言っております。企業ですと、構築物は不動産として見ており、機械については、やはり国税と合わせてほしいというのが本音であり、一番切実なポイントでございます。

【神野会長】 ありがとうございます。

【井上特別顧問】 ちょっといいですか。

【神野会長】 どうぞ。

【井上特別顧問】 ものづくりの世界では、ともかく機械が一番大事なわけです。安い機械を使えば、ろくなものができません。やはり良いものを使って、いかに精度がいいものをつくり出すかが重要なわけです。1,000万のものじゃだめだ、3,000万のものを海外からでも求めてでもいいものをつくろうと、精度の高いものをつくろうとするわけです。それに税金をかけられる、償却資産として動産に税金をかけられるのではたまらないということで申し上げているわけです。よろしくご理解いただきたいと思います。

【神野会長】 ほかにいかが、小西委員、どうぞ。

【小西委員】 多分時間も押していると思いますので、手短に申し上げます。

税金の場合に、減税、地方法人課税、どういうふうにするかということでご提言いただいているわけですが、先ほどもちょっと触れられましたが、国民負担率というか、租税負担率全体をどうするかということの中で、法人関係税をどうするかということが一

番大事で、それをどういうふうを考えるかによって、答えが全部変わってるところがありまして、その税負担率、租税負担率は一定の中で法人関係税のあり方をということになると、代替財源をほかの税で見出すということになりますので、そうすると、どの税ならば少なくとも企業としては負担してもいいと、どの税の形ならばいいかということになります。そのところが読み取れるような気もしますし、読み取れないような気もしますので、そのところがちょっとこのご報告を私としてどう受けとめていいかが一番つらいところなんです。ですから、おそらく単に地方関係税を、地方法人税、特に地方法人特別税を廃止しろと、代替財源は知らんぞということではないと思うんですけども、そのあたりぜひ何か補っていただければと思います。それが1点。

それと、法人関係税、あるいは法人税そのものを軽減するというお考えはあり得るところだろうと思うんですが、そのときに地方法人税と国の法人税を、地方法人税だけを狙い撃ちにして、これはけしからんというのは、ちょっとそういう理屈になると、私なんかちょっとついていけないところがあるものですから、もしそういうことがあるのか、ないのかということでもあります。

それから、ちょっと先ほど時間がなくて申し上げられなかったんですが、先ほどの日本経団連のご意見にも出てきたんですけど、地方法人特別税は、暫定措置なので廃止すべきだというときに、先ほどそういう表現があったんですけど、暫定措置を廃止するときは、もとの恒久措置に戻すということになるはずなんです、理屈からいうと。ですので、もとの恒久措置に戻すか、新たな恒久措置も受けるかというような話だろうと思うんです。もとの恒久措置に戻すということになりますと、法人事業税の税率を引き上げるということにやっぱりなってしまいますので、暫定措置だから廃止すべきだと言われると、うん？っていうところがありまして、もとへ戻すべきだというご意見では多分ないんですね。そうすると、やっぱり新たな財源措置がどうのこうの、先ほどの話に戻っていくということになりますので、ちょっとここは暫定措置だから廃止すべきだというのはそもそもの経緯ですね。

で、そもそもの経緯は、そのときにできれば、いわゆる税源交換というふうに我々の業界では言っているんですけど、交付税の財源である法人税と地方法人税と消費税と入れかえることだという、その税源交換をほんとうはしたかったけれども、こういう形でとりあえずは暫定的にっていうような経緯がありまして、で、そのことを踏まえてどうお考えになっておられるかではありますが、その4ページのところが、そのことを踏まえて書いてい

ただいているようにも読めるんですけど、何か全然違うようにも読めまして、ちょっと今すぐというわけではないんですけど、そのときの経緯なり、あるいは地方自治関係者の税源交換なんていうような縮減を踏まえて、暫定措置であるときは退いたというところを、むしろ私がお願いしているんですけど、酌み取っていただきたいというようなところがあるところがございます。

最後に、もう余計なことなんですけど、3ページ目のところで、地方分権にご配慮いただいている点はもう感謝するんですけど、その上で、交付税は「財政調整機能に特化する」というのをぽこんと書いておられるんですけど、ここは若干、これをほんとうに議論されるのであれば、受けて立ちますので、若干ここは相当なことをおっしゃっておられるんですけど、その下に「消費税引き上げに伴い、社会保障制度を支える地方の安定財源を確保すべき」というのとは、一見するとかなり方向が逆のような気もいたしますので、この「財政調整機能に特化する」というところは、ちょっと何とかならないものでしょうかねというところはございます。

以上です。

【神野会長】 時間の関係で、もうひとつ、ご質問を受けて、よろしいですか、ご迷惑をおかけしますが、一括して。吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 先ほどの日本経団連の報告との意見の違いというところで少しお伺いしたいと思います。やはり会員企業の中に地域に根差した企業の方が多いということでしょうし、また、スライドの中で「地方の自主・自立に向けた地方分権改革の推進」ということにも言及されていますので、ちょっとお伺いしたいのですけれども、一方で、法人二税の国税化であったりとか、あるいはこの償却資産に対する課税の廃止、これは多分地方税法改正として実施するということだと、各自治体がそれぞれの判断で税率を引き下げるとか、あるいは償却資産に対する課税をやめるとか、そういった形で地域ごとの税収のミックスを考えるとといった、その選択の契機に関しては否定をする方向を向いているのかなという気もします。その点で、一方で地域の自主性を言われることと、地域に根差した企業の方々を会員としていらっしゃる団体としての一面との関係ということで、ご意見をいただければと思います。

【神野会長】 はい、どうもありがとうございました。

【宮城常務理事】 今の、すいません。もう一度…。

【神野会長】 もう一回。真意とかということで。

【宮城常務理事】 ええ。

【神野会長】 ちょっと、じゃあ、背景なんかにも……。

【吉村委員】 そうですね。この検討会の中で、今までいらしていた方、あるいは自治体の委員の方の発言として、その地域をマネジメントする立場として、さまざまな地域の経済界の方と協力しながら、経営的な観点からその自治体の運営をやっていますという方が多かったように記憶しています。自治体の首長さんにはそういう意識をお持ち方が多いのかなと思うのですけれども、こちらの提言にあったように、法人二税は国税化します、あるいは償却資産について課税は廃止しますということであると、その地域ごとの選択を制限することになります。例えば、税収の選択肢として住民税がありますし、現行ですと、固定資産税がありますし、さまざまな税収のミックスを考えましょうという観点からいろいろとマネジメントをされている、あるいは地域の経済発展ということを考えていらっしゃる地方自治体についてはどう評価されるのか。ご提言の中では、そういった選択はそもそも地方レベルでは必要ないというご意見でよろしいのかなという点を伺えればと思います。

【宮城常務理事】 最初の国民負担率ですが、おっしゃるとおりで、消費税の議論のときに国民負担率から議論をしたかったのですが、それは国から教えてもらえませんでした。社会保障の負担から始まって、そこをきちんと示し、国としてどういう国民の負担率にするから、例えば我々中小企業の団体にも消費税の負担をしろと言ってくれるのかと思ったのですが、実はその議論がなくて、単に税率の議論だけで、社会保障と税の一体改革といっています。したがって、私ども、そのスタートは一緒に、そこからいろいろな議論が始まるのだと思っています。

それから、代替財源の話ですが、我々も苦しい主張です。文書に交付税と住民税も書きましたが、住民税といっても、個人事業者の方は住民税も払っていることもあり、決して代替財源あるいは、スクラップ・アンド・ビルドの問題について、私どもも無関心ではありませんし、やはり安定財源をきちんと確保する必要があると思っています。要するに、私どもは、中小企業も地方と同じ生命体だと思っていますので、この地方の自主財源、安定財源を確保しつつ、地域の活性化の中で中小企業がきちんと回っていく地方税というのを探していかないといけないと思っています。

それで、交付税の財政調整機能に特化とあるのは、今まである制度に加えて、という意味でございます。全部をそれで変えろということではございません。

それから、吉村委員へのお答えですが、ちょっと私は誤解をしているのかもしれませんが、私どもは、地方分権を進めるべきだと思っています。したがって、地方は、財源についても自主性と、やはり国とのきちんとした役割分担が大切です。今の私どもはこの制度がいいと思っているわけではありませんが、今の国と都道府県と市町村について、もっと基礎自治体が大きくなっていいと思うし、道州制は入れていただきたいと思っています。その中で地方税をきちんとまた考えていくことが必要だと思っています。

【神野会長】 あと、暫定措置ということは、廃止ということではなく、つまり、恒久的な制度をつくるということが本来の対概念ではないかと。

【宮城常務理事】 そうですが、そもそも、多分あの税を変えたのは、偏在性の議論の解消だと思いますので、もとに戻っての偏在性の議論は、それはもとのもくあみだと思えますので、廃止した後、交付税とか、やはりきちんと考えていかないと、偏在性の議論、地方は困ってしまうと思っています。必ずしもいい知恵が私どもにあるわけではないのですが、ちゃんとわきまえております。

【井上特別顧問】 経営の立場からちょっとよろしいですか。

【神野会長】 はい。

【井上特別顧問】 ともかく私、経営者として、税の議論の中でぐるぐる回して、これは税制委員会ですから、仕方がないと思いますが、逆に使うほうをもう少し考えないでどうするのかと。地方公務員だって234万人もいて、21兆円も使っていて、ほんとうに有効に使われているのか。学校の先生だってしかりです。どんどん生徒は少なくなっている。だけど、それだけのすばらしい教育をほんとうにやってくれているのか。非常に疑問に思うのです。ただ学校に入るための勉強ばかりやっている。ほんとうの知識をつけないのではないのか。それから、遊んでいる人と見受けられるも結構いますよね。ほんとうにそういう人をちゃんと削減して、税がどうしても必要なのであればわかりますが、そこまで一緒に考えていただかないといけないと思います。よろしくお願いします。

【神野会長】 いつもいつも申しわけありません。

【井上特別顧問】 率直な、すいません、意見です。

【神野会長】 ほんとうにお忙しいところをいつもいつもお願いして申しわけありませんでした。どうもありがとうございました。

【宮城常務理事】 どうもありがとうございます。

【井上特別顧問】 すいません。勝手なことを言って。

【神野会長】 いえいえ。率直な中小企業の経営者の意見でございますので、ぜひよろしく申し上げます。

【小西委員】 7.8%引き下げていますので、ぜひご理解いただければと思います。

【神野会長】 はい。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、日本労働組合総連合会の菅家副事務局長にお願いしたいと思います。すいません。この間は失礼いたしました。申しわけありません。

【菅家副事務局長】 どうも、いえいえ。

【神野会長】 それで、25分程度ご発表いただいて、15分程度議論させていただくという予定でございますので、お含みおきだけお願いいたします。

【菅家副事務局長】 はい。どうもご紹介いただきました連合副事務局長の菅家と申します。どうぞよろしく申し上げます。今日は、こういう機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

私、出身自治労なものですから、神野先生とは長いおつき合いをさせていただいておりまして、その大先生の前でこういう発表をするというのは大変緊張しております、うまくいくかどうかわかりませんが、どうぞよろしく申し上げます。

お手元に、連合が作りましたパワーポイントの資料をお配りしていると思いますので、それをごらんになっていただきたいと思います。

この連合の考え方ということで、まとめたわけではありますが、これは、2011年、2年前になりますか、2011年の6月に、連合といたしまして、第3次税制改革基本大綱というものを決めてございます。今日、お話しする内容は、その基本大綱に書いてあるものの中から、今日のテーマに即したところを中心にお話をさせていただくということでございます。2011年の6月でありますので、ちょうど社会保障・税の一体改革、前の政権において大綱が決められたほぼ同じような時期に、連合といたしましても、この税制改革大綱と合わせまして、21世紀社会保障ビジョンというものを一緒に6月の中央委員会で決定をしてきたということでございます。およそ1年の組織内における議論を経て、2011年の6月にそういった方向性を決めたということでございます。

内容に入らせていただきます。1ページをごらんいただきたいと思います。

この税制改革大綱もそうでありまして、それから、同時に決めました21世紀社会保障ビジョンもそうでありまして、連合が目指す社会像、それを一言でこの1ページにあらわしているわけではありますが、「働くことを軸とする安心社会」の実現」とい

う、そういう社会を実現をしていく。そのための社会保障と税の改革だという、そういう考えでございます。賃金労働だけではなくて、Unpaid Workも含めた働くこと、このことを通じて人々が社会に参加をし、それで社会をつくり合っていくという、そういう社会を目指していこうという考えでございます。この安心社会を支えるためのものとして、社会保障と税制があるんだという、そういう考えでございます。

社会保障につきましては、丸の上にご書いてございますとおり、積極的な雇用政策と社会保障政策との連携で、全世代を支援する積極的な社会保障政策に転換をするんだと、全世代支援型の社会保障に変えていくんだということ。それから、税につきましては、税の再分配機能の強化と財源調達能力の回復を同時に実現をして、積極的な社会保障政策と成長戦略に集中的に投入していくんだと、こういうのが基本的な考えでございます。

めくっていただきまして、今、申し上げた考えを少しポンチ絵的にまとめたのが2ページでございます。

それから、3ページをお開きいただきまして、今、申し上げました3次税制改革基本大綱のポイントということで、税に対する基本的な問題意識、考え方をまとめたものでございます。現状の問題点、3点挙げておりまして、1つは、税の持つ所得再分配機能が著しく低下をしているという問題意識でございます。2点目といたしまして、負担と給付の不均衡、これは、近年の毎年毎年の予算編成において明らかなおお、税収と歳出の乖離といったものが恒常化しているという、そういった問題点。3点目といたしまして、変化に対応できない硬直的な財政、これは、国、地方合わせまして1,000兆円を超える長期債務を抱えているという、そういった問題点についての指摘でございます。

こういった問題点を解決するために、どういった理念で改革を行っていかねばならないかということでございまして、連合といたしまして、これは結成以来掲げている税に関する連合の理念でございますけれども、公平・連帯・納得、このことを理念として税を構築していくんだという、そういう考えでございます。具体的に4点挙げてございます。

1点目といたしまして、「消費税「偏重」としない「所得・資産・消費」課税のバランスのとれた税体系とする」。2点目といたしまして、「所得税を基幹税として再構築し、所得再分配機能の強化をはかる」。そして、3点目といたしまして、「消費税は社会保障制度の維持・強化に全額充当する」。4点目といたしまして、「地方分権、社会保障の充実のための安定的な地方税体系を構築する」。このことを具体的な目標にしようという考えでございます。

めくっていただきたいと思います。今の基本的な考え方に基づいて、税制改革大綱において、具体的な提言を7点ほど掲げてございます。1点目は、「納税者の立場に立ったわかりやすい税制」ということで、納税者権利憲章の制定、あるいは社会保障、税の共通番号制度の導入などについて挙げてございます。2点目といたしまして、「所得税の再構築」ということでございまして、特に所得再分配機能の中心を担わなければならない所得税について、税率構造の見直しを含めた改革を行うべきだという、そういう考えでございまして、3点目といたしまして、「資産課税の強化」でございまして、バブル経済以前の水準まで相続税を強化し、格差の拡大・固定化を是正するんだということでございます。それから、4点目といたしまして、「消費税の社会保障安定財源化」とともに、制度欠陥是正を行うという、そういう内容でございまして、特に制度的な欠陥の是正ということで、インボイス方式の導入、簡易課税制度、免税点の廃止等について掲げております。それから、消費税の持つ逆進性の対策といたしまして、連合といたしましては、先ほど申し上げましたマイナンバー制度を導入いたしまして、そのことを前提にして、消費税税額控除、給付つき税額控除をもって逆進性対策を行うべきだというのが連合の考えでございまして、

それから、今日のテーマでございまして「地方税財政の改革」でありますけれども、これにつきましては、地域による偏りが少なく安定的な地方税体系、そして、地方交付税と現行交付税の水準を維持するんだ、国庫補助負担金を改革するという、そういう方向でございまして、それから、6点目といたしまして、「法人所得課税の改革」でありますけれども、幾つか書いてございまして、社会保険につきましては、全ての労働者に適用するんだということ。それから、原則全ての法人に事業税の外形標準課税を適用するということが等々でございまして、そして、「その他の提言内容」として、自動車関係諸税の改革、グリーン課税等々について記載をしたところでございまして、

で、今日のこの検討会の本論に入っていきたいと思っております。

まず、地方分権とバランスのとれた地方税財政改革でございまして、基本的な考え方でありまして、行政サービスの6割を地方自治体が担っているけれども、その財政基盤は脆弱である。税の配分は逆に国が4割、地方が6割といった状況になっているということでございます。それから、地方分権の推進と公共サービスの維持・強化に対応した地方税財政改革を推進する必要があるということでございます。

具体的な提言であります。①といたしまして、「地方税制改革」であります。まず、地方への新たな税財源配分を行い、地方税財政の充実を図るんだということでございます。と

りわけ、公共サービスに対する応益性の観点を重視するんだということ、地域間の偏在性が相対的に小さく、税収が安定的な体系を目指すんだということをごさいます。その目標の中で法人住民税（法人税割）と消費税の税源交換についても検討すべきだということをごさいます。それから、国庫補助負担金の改革についてごさいます。こういった改革を通じまして、最終的には、将来的には50対50の税源配分を目指すんだという、そういう考えをごさいます。

それから、2点目といたしまして、「地方交付税の改革」をごさいます。地方税改革によって、地域間財政力格差は、ある程度縮小すると思われまけれども、引き続き、地域間の財政調整とナショナル・ミニマムを担保するための財源保障が不可欠であるということをごさいます。それから、消費税につきましては、社会保障財源に全額を充当すべきだという考えを持っておりますので、地方交付税の算定から国税分の消費税については除外をして、新たに相続税を加えてはどうかという、そういった考え方をごさいます。それから、消費税（国税）のうち、地方交付税財源に充当されている部分、現行で1.2%程度でありますけれども、これにつきましては、地方消費税に移譲すべきということでありまして、国税消費税と地方消費税の配分を明確にすべきだという考えをごさいます。

それから、国庫補助負担金につきましては、民主党政権のもとにおきまして、一括交付金制度が導入され、拡大をされてきたわけでありまけれども、この制度については、引き続き維持、拡張すべきだという考え方をごさいます。

めくっていただきまして、法人所得課税の改革についてごさいます。まず、基本的な考え方でありまけれども、企業にもやはり社会的な責任に見合った負担が求められるということ、そして、原則全ての企業に法人事業税の外形標準課税を適用することといった改革が必要であると考えているところをごさいます。現状の問題点、これまでも議論があったと思いまけれども、赤字法人が恒常的に6割を超えているということ、法人課税の負担に偏りがあるんだということ、それから、景気による振れが非常に大きい。それから、租税特別措置の政策効果の検証が不十分であるといったようなこと、こういったことから、法人所得課税の改革につきましては、企業の社会的責任に見合った負担をすべきだということ。それから、中小企業やディーセントワークを支援するんだという、そういった考えをごさいます。

具体的には、①から③でございますけれども、1つは、企業の社会的な負担、税・社会保険料負担につきましては、現在GDPに占めるウエートというのは8%程度ありますけれども、これにつきましては、1割、10%程度に段階的に引き上げるべきだということでございます。それから、多くの企業が公共サービスの恩恵を受けて経済活動を行っているわけでありまして、それに見合った負担をするべきだということでございます。特に法人事業税につきましては、こうした法人の活動と行政サービスの幅広い受益関係に着目をして課税される税金であるということでもありますので、原則全ての企業に外形標準課税を適用すべきだということでございます。連合の試算におきましては、中小企業におきましても、1社当たり平均数万円程度の増税という試算をしておりますけれども、そういった考えでございます。

「なお」ということで、中小企業におきましては賃金抑制につながるおそれがあるため、中小企業の雇用安定控除のウエートを引き上げるということについても記載をしているところでございます。

それから、②といたしまして、中小企業やディーセントワークを支援する改革を行うという内容でございます。中小企業の範囲につきましては、現行法では資本金1億円以下となっているわけでありまして、中小企業基本法の定義を考慮して拡大をする方向で検討すべきではないか。中小法人に対する法人税の軽減税率を基本税率の2分の1程度の水準とすべきということでございます。そして、中小企業の人に対する投資を積極的に促す、あるいは支援するための支援策を拡充すべきということでございます。

それから、③といたしまして、安定的な地方税体系の実現に向けた法人所得課税の改革ということでございます。先ほども申し上げましたけれども、法人税額に連動して課税されている法人住民税と消費税の税源交換について検討してはどうかということ。それから、地方法人特別税につきましては廃止をし、2008年度以前の法人事業税に戻すべきであるということでございます。それから、法人課税についての整理でございますけれども、法人所得に対する課税としての法人税、そして、地域社会の会費分担としての法人住民税、地域公共サービスに対する応益負担としての法人事業税といった考え方でもって整理をすべきということでございます。

以上が連合の考えている改革の方向性でございます。あと、幾つか資料について説明申し上げたいと思います。

9ページは、先ほど申し上げました法人の税と社会保険料負担につきましては、1割程

度に拡大をすべきという、そういった資料でございます。

10ページにつきましては、先ほど申し上げました地方法人特別税の暫定的な措置について廃止をし、事業税を改革するという、法人所得課税の改革のイメージの図でございます。

11ページでありますけれども、連合として、将来どのような負担構造を考えているかという資料でございます。冒頭お話し申し上げました21世紀社会保障ビジョンにおきまして、2025年時点の国民負担率について、連合が考える社会保障を実現した場合にどのような負担構造になるのかということでございまして、連合の社会保障ビジョンにおきまして、国民負担率につきましては、GDP比で40.9%、現状のヨーロッパの主要国の負担程度にもっていくべきだといった考え方でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。どうもご静聴ありがとうございました。

【神野会長】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご質問、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでございでしょうか。林委員、どうぞ。

【林委員】 どうもありがとうございました。

5ページのところが中心になると思うんですけども、地方分権とバランスのとれた地方税財政改革ということで、これで1つご質問がございます。これもよく言われることなんですけれども、地方税収と国の税収を5対5にするという表現があります。私が勘違いしているところがあるのかもしれませんが、5対5にすれば、地方交付税なり、国が税金を使って地方に税収を移転する仕組みの財源がなくなると思います。だから、この表現と2番目の地方交付税の改革のところの表現が非常に矛盾するような感じがするんですけども、私の勘違いかもしれないので、ちょっと補足していただければ幸いと存じます。

【神野会長】 お願いします。

【菅家副事務局長】 確かに、現状の問題と将来的な課題ということで整理をしなければいけませんけれども、基本的な考え方は、やはりそれぞれの行政主体が行うサービスを賄うための財源については、基本的に当該の主体が確保しなければならないという、そういったできるだけ税財源の移転というものを回避するという、そういう方向性が望ましいという、そういった考え方がまず基本的な理念としてあるということでございまして、現状6対4、4対6という、そういったアンバランスを解消するために、当面5対5の税源配分を目指すんだという、そういった大きな方向性の話が1点目でございます。

それから、確かに地方交付税の改革につきましては、そうはいつでも、自治体間で税収のアンバランスというものがあるわけでありまして、それをどう調整するのかということと交付税制度があるわけでありまして、そういった交付税制度の機能についてはやはり、そのウエートは別といたしましても、これは維持しなければならないという、そういった整理でございます。数字的なものとか、5対5の税源配分をどういうふうにすべきかということについて、連合としては、具体的な将来像についてはそこまではまとめていないのが現状でございます。

【林委員】 一言いいですか。お時間、いいですか。

【神野会長】 いいですよ。

【林委員】 長期的な目標としてでも、やはりこれは将来的には地域間の財政調整が要らないということになると思います。もしこの5対5の5のところを地方税として共同税的なものも入れているのであれば、また話は別かもしれませんが。

【神野会長】 ただ、国庫負担金のところをまた合わせないと、ということだと思います。国庫負担金のところが今のところどんどん出ていますから。

小西委員、どうぞ。

【小西委員】 もうごく簡単に申し上げます。

全体的には、もう我が意を得たりのところがたくさんございますので、少しだけ申し上げます。

5ページのところなんですけど、②番の地方交付税の改革の2つ目の丸なんですけど、消費税を社会保障財源に全額充当するため、交付税財源から消費税を外すというふうに書かれている部分があるんですけど、そもそも消費税が交付税財源に入った経緯というのが、3%で消費税を導入するときに所得税を大分減税して、で、交付税財源がそこで細って、で、交付税財源が足らなくなってというような経緯があります。全体的には所得税の再構築によって、税制を消費税だけに何か増税手段にするのはよくないというところで、全体的に構築されていますので、そういう意味で、所得税は少なくとももとの数字に戻しますよと。戻せば、交付税財源が穴があかなくなりますよねと。その結果、消費税の交付税財源というのは考え方が違ってきますよねということでしたね。それは非常にわかりやすいんですけど、消費税を社会保障財源に全額充当するためということになると、この場合の社会保障給付というときに、国の給付だけをイメージすると、何かこういう表現になりそうなんですけど、社会保障給付には、地方分というのは非常に大きいというところで、このとこ

ろ、戦ってきているところがありますので、ちょっとここ、むしろ、これ、ないほうがいいなという感じがするんです。で、それをどう思われるかですね。

【菅家副事務局長】 はい。すいません。ちょっと資料の作り方がもう少し工夫すればよかったと、今、反省しているんですけども、実は消費税改革、あるいは増税を連合としても言うておまして、国税消費税を10%、それから、地方消費税を5%、今の改革では、合わせて10%ということになりましたけれども、連合としては、主張といたしましてはそういうことで、消費税率そのものを国税分、地方税分、双方を上げるんだという、そういう流れの中で、そのことを前提にして、国税消費税については、全額社会保障財源に充当しなさいよということでもありますので、したがって、交付税の算定基礎から除外をするということと、現状、地方交付税財源に充当されている部分1.2%程度、これについては地方に移譲するんだということでございまして、それも、10%、5%の消費税の内訳の話でございますので、そこを少し説明を省きましたので、わかりにくかったと思います。申しわけございません。

【小西委員】 わかりました。すみません。じゃあ、もう1点だけ。

じゃあ、その2つ目飛ばしまして、3つ目の3番の国庫補助負担金の改革のところ、一括交付金、せっかくできたけども、なくなっちゃいましたよということを踏まえて書いておられると思うんですけど、「なお」のところですけど、社会保障や義務教育に係る国庫補助負担金は、一括交付金化の対象としないというのが、まさにマニフェストの中で書き込まれたわけでありまして、私は、そこは痛恨の出来事ではなかったかと思うところでございまして、あの一項がなければ、一括交付金というのはもう少し、何とか、すばらしいものだというふう実感ができるようになったんじゃないかと、神野試案を出された神野先生、そこにいらっしゃいますけど、思うところがございますので、ここににつきましては、もう捲土重来ということからいうと、どうかなというところがございます。

【菅家副事務局長】 これはまさに民主党の方針、あるいは神野先生の考え方をそのまま支持をした内容でございまして、おっしゃるように、さまざまな議論あると思いますけれども、義務教育の問題、あるいは社会保障の費用等々、なかなかすっきりいかない部分がまだまだあるなという、そういうことでございます。

【小西委員】 いや、もう番外ですけど、神野先生は、むしろ社会保障や義務教育、特に義務教育は対象にすべきだというお考えだと思います。

【菅家副事務局長】 ああ、そうですか。失礼いたしました。

【神野会長】 ご発言のなかった辻委員、何かございますか。辻委員、どうぞ。

【辻委員】 私も1点だけ。

今回のご提案ですと、資料3のその法人所得課税の改革のイメージというのは、一番のメインになると思うんですけど、ここでまとめられている中身をもう少しいつまんで説明していただくと、結局外形標準課税を強化して、雇用安定控除の比率を引き上げるということでしょうか。そののところ、よろしくをお願いします。

【菅家副事務局長】 まず、今の暫定的な措置で、これは当時は2.6兆円でしたよね、国税に一旦吸い上げて、それを譲与税で再配分すると、2.6兆円。多分、いや、わかりませんけれども、消費税率1%に相当する水準ということで、まさに今、行われている消費税改革、あるいは税制改革の中でそういったことをきちんとビルトしていきかけたという、そういう思いが、わかりませんけれども、あったやにも想定するわけでありませんけれども、それは置いておきまして、いずれにせよ、この暫定的な措置でありますので、これについては、何らかの抜本改革に切りかえていかなきゃならないということで、連合としましては、法人事業税を改革することによって、税収のアンバランスを、これで全て解消されるわけではありませんけれども、できるだけアンバランスを抑えるような改革ということで、法人事業税における外形標準というものをより強化をすべきという、そういったことで整理をしたということでございます。

【神野会長】 はい。よろしいですか。小山委員、何かございますか。

【小山委員】 ちょっと外れるんですけど、マイナンバー制の導入というところと、消費税の逆進性の緩和策というふうに書いてあるんですけど、あれですか、マイナンバー制を入れることによって、むしろ、所得の捕捉をはっきりさせるとか、社会保障給付の問題とかの連携をはっきりさせる、公平な負担をさせるというふうに考えますけれども、この辺は、逆進性の緩和になるというのは理解がちょっとしにくいんですけども。

【菅家副事務局長】 ええ。逆進性の緩和策としては、給付つき税額控除、消費税税額控除という制度を導入すべきだということございまして、その条件を整理するために…

【小山委員】 なるほど。給付の還付というか、給付の問題のところマイナンバーが必要になりますよと、こういうことになるわけね。

【菅家副事務局長】 そうです。はい。

【小山委員】 わかりました。

【神野会長】 はい。熊野委員、どうぞ。

【熊野委員】 すみません。単純な疑問なんですけれども、4ページで、全ての法人に外形標準課税を適用というのは、非常に改革の理念の公平という観点から合致するんですけれども、その上の所得税の課税最低限の引き上げというのは、むしろ公平ではなくなるし、それから、再配分機能の強化という点では、課税最低限を低くして、それで、再配分したほうが目的には合致するんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【神野会長】 中里委員も手が挙がっていました？

【中里委員】 はい。

【神野会長】 じゃあ、ちょっとついでにお願いいたします。

【中里委員】 ちょっと確認したいんですけれども、5ページには「消費税を社会保障財源に全額充当するため、地方交付税の算定から消費税（国税）を除外し、新たに相続税を加える」と書いてあるんですが、6ページのところでは「法人住民税（法人税割）と消費税の税源交換を検討する」とあって、これだと消費税が地方財源に充てられることになるんですが、この平仄がどうなのかということがひとつです。

それから、もうひとつは、確かに消費税を社会保障財源にするというのは、安定財源だからというのが理屈としてあるんですけど、もうひとつ、世代間の不均衡という話があるわけですね。そうすると、相続税というのはまさに世代間の不均衡を是正するための税ですから、それを社会保障財源に充てるというのが筋であると思います。ここのところ、消費税イコール社会保障財源じゃないはずですよ。つまり、安定性が高いから消費税は社会保障財源にするわけなんですけれども、地方の税財源についても同じことが言えるわけです。その点の考え方がどう整理されているのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

【菅家副事務局長】 今の質問からお答えさせていただきますと、国税消費税につきましては、全額社会保障財源に充当すべきだというふうに連合は整理しております。それから、地方消費税については、必ずしもそういうことはなくて、地方の一般財源として活用すべきという、そういう整理でございます。

それから、その前の質問なんです。すいません。

【神野会長】 熊野委員のですか。

【菅家副事務局長】 ええ。

【神野会長】 あ、というか、中里委員の。

【菅家副事務局長】 ええ。中里さん。

【神野会長】 今のと何か補足して説明していただくことはありますか。

【中里委員】 いえ、特段ございません。時間の関係もありますので、結構です。

【神野会長】 今ので、はい。

【菅家副事務局長】 あと、所得税の話であります。これもちょっと資料がはしより過ぎたというところがございますので、まず、税率を5%ずつ引き上げろということをおっしゃりまして、さらには、最高税率を一つ新しいブラケット、追加をしろということで、累進構造を強化すべきということが大前提でありまして、その上で低所得層の負担軽減のために課税最低限を引き上げるという、そういった整理をしております。

【神野会長】 よろしいですか。

それでは、少々時間をオーバーしておりますので、本日の検討会につきましては、この辺で打ち切らせていただきたいと思いますというふう存じます。

菅家副事務局長につきましては、お忙しい中、ほんとうにありがとうございました。

【菅家副事務局長】 どうも。

【神野会長】 本日は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会の3団体からご意見を拝聴いたしました。ご出席いただきました関係の団体の方々には深く改めて御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日はこれにて検討会を終了させていただきますが、次回の検討会は、5月14日火曜日、15時から17時を予定しております。場所は、ここというか、この庁舎ではなく、都道府県会館3階の会議室でございますので、お間違えのないようにということでございます。

次回の研究会では、地方法人課税に関する議論を紹介していただいて、またヒアリングをさせていただくということになるわけですが、予定をさせていただいている方々は、全国知事会地方税財政制度研究会座長でいらっしゃいます植田和弘京都大学大学院経済学研究科教授と東京都税制調査会の会長でいらっしゃいます横山彰中央大学総合政策学部教授と神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会の座長でいらっしゃいます兼子仁、これ、名前変えてないのかな、東京都立大学名誉教授、前の名前をそのまま使っています？ いや、いいんですが、首都大学東京という名誉教授にしているんじゃないかと、依然として……。

【開出都道府県税課長】 この肩書はこれでということで、先生からいただいております。

【神野会長】 じゃあ、もとの名前が出ているんだと思いますので、東京都立大学名誉教授からご意見を頂戴することになっております。

ただ、植田先生が京都から離れることができないので、ちょっと私、機械音痴で全く使っていないのでわかりませんが、京都から映像でご参加いただくための装置がここにはないので、場所を別な場所に移すという趣旨でございますので、お間違えのないようにご記憶いただければと思います。

事務局のほうから、補足して何かご説明していただくことがありますか。

【開出都道府県税課長】 特にございません。

【神野会長】 はい。それでは、本日は、これにてこの検討会は終了させていただきます。最後まで熱心にご議論いただきましたことを感謝すると同時に、不手際でやや時間をオーバーいたしましたことをおわび申し上げます。どうもありがとうございました。